

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月30日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
道路名	区 間	道路名	区 間
(略)		(略)	
一般国道8号	<u>上越市柿崎区竹鼻字小清水1991番9</u> から糸魚川市大字外波字長浜860番1まで	一般国道8号	<u>上越市柿崎区柿崎字猫谷内124番1</u> から糸魚川市大字外波字長浜860番1まで
一般国道17号	<u>南魚沼郡湯沢町神立字下戸沢2618番1</u> から魚沼市下島字二十刈1280番1まで	一般国道17号	<u>南魚沼郡湯沢町大字神立字小原1049番</u> から魚沼市堀之内字品袋166番まで
(略)		(略)	
一般国道113号	<u>新潟市中央区沼垂東5丁目5954番2</u> から胎内市村松浜字下原2730番2まで	一般国道113号	<u>新潟市東区津島屋8丁目53番1</u> から胎内市村松浜字下原2730番2まで
一般国道113号	<u>新潟市中央区沼垂東5丁目5954番2</u> から新潟市中央区竜が島1丁目4953番2まで	一般国道113号	<u>新潟市中央区沼垂東5丁目5954番2</u> から新潟市中央区竜が島1丁目4953番2まで
(略)		(略)	
主要地方道新潟港横越線	<u>新潟市東区小金台1番430</u> から新潟市東区竹尾字前沢621番3まで	主要地方道新潟港横越線	<u>新潟市東区藤見町1丁目1番136</u> から新潟市東区竹尾字前沢621番3まで
(略)		(略)	
一般県道島見新発田線	<u>新潟市北区島見町字下往来200番1</u> から新潟市北区白勢町69番16まで	一般県道島見新発田線	<u>新潟市北区島見町字下往来200番1</u> から新潟市北区太郎代字川前1728番7まで
(略)		(略)	
市道山の下東港線2号	(略)	市道山の下東港線2号	(略)
市道山の下河渡線	<u>新潟市東区古湊町1番3</u> から新潟市東区古湊町252番まで	市道山の下河渡線	(略)
(略)		(略)	
市道榎山の下線	(略)	市道榎山の下線	(略)
市道榎山の下線	<u>新潟市東区古湊町252番</u> から新潟市東区神明町215番2まで	市道榎山の下線	(略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。